

1. 腰痛の労災認定

家族の介護に直面した従業員に対し支援を行う事業主に対する「介護支援取組助成金」が、10月19日より「介護離職防止支援助成金」に移行となりました。助成金の支給要件を対比すると、表のとおりです。

「介護離職防止支援助成金」の新たな主な要件としては、介護休業の取得を円滑にするための措置等を定める「介護支援プラン」を策定することと、実際に介護休業等（介護休業のほか、所定外労働の制限、時差出勤、深夜業の制限も対象）の取得者が生じ、これらの措置を実施していること、があります。また、就業規則に整備する内容も来年1月以降の改正育児・介護休業法の基準を満たしていることも必要です。

10月18日までに支給要件を満たしている場合は従前の「介護支援取組助成金」を申請できますが、この助成金についてまだ検討段階だった場合には、制度が移行され要件が変更となっているのでご注意ください。

介護支援取組助成金
①仕事と介護の両立に関する実態把握(社内アンケート)
②制度設計・見直し(法律を上回る制度の導入)
③介護に直面する前の従業員への支援(社内研修、リーフレット配布)
④介護に直面した従業員への支援(相談窓口の設置・周知)
⑤働き方改革(年次有休取得、所定外労働の削減が一定水準以上であること)



介護離職防止支援助成金
①仕事と介護の両立支援のための職場環境整備(社内アンケートの実施、就業規則の整備、研修実施・介護休業関係制度の周知、相談窓口の設置・周知)
②「介護支援プラン」による介護休業取得等の支援の明文化と通知
③「介護支援プラン」の作成④「介護支援プラン」に沿った、介護休業の取得等



2. 介護支援取組助成金が「介護離職防止支援助成金」に移行

労働者に発症した腰痛が業務上のものとして労災認定できるかを判断するために「業務上腰痛の認定基準」が定められていますが、認定基準は、負傷などによる腰痛で①腰の負傷またはその負傷の原因となった急激な力の作用が、仕事での突発的な出来事によって生じたと明らかに認められること、②腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められることの2点のどちらも満たす**災害性の原因による腰痛**と、突発的な出来事でなく、重量物を取り扱う仕事などの腰に過度の負担のかかる仕事に従事する労働者に発症した腰痛で、作業の状態や作業期間などから見て、仕事が原因で発症したと認められる**災害性に原因によらない腰痛**の2種類に区分して認定要件を定めています。なお、労災補償の対象となる腰痛は、医師により療養の必要があると診断されたものに限ります。

災害性の原因による腰痛は、腰に受けた外傷によって生じる腰痛のほかに、外傷はないが突発的で急激な強い力が原因となって筋肉等(筋、筋膜、靭帯など)が損傷して生じた腰痛を含みます。俗にいわれる「ぎっくり腰」は日常的な動作の中で生じるので、たとえ仕事で発症したとしても労災補償の対象とは認められませんが、発症時の動作や姿勢の異常性などから、腰への強い力の作用があった場合には業務上と認められることがあります。

災害性に原因によらない腰痛は日々の業務による腰部への負担が徐々に作用して発症した腰痛ですが、腰にとって極めて不自然な姿勢を保持して行う業務、立ち上がることができずに同一の姿勢を保持して行う業務などに比較的短期間(約3ヶ月以上)従事したことによる筋肉等の疲労を原因とした腰痛と、重量物を取り扱う業務に相当長期間(約10年以上)にわたり継続して従事したことによる骨の変化を原因とした腰痛に区分して判断されます。

3. 年末年始休業のご案内

今年の年末年始休暇は12/28～1/5までとさせていただきます。



● 編集後記 ●

先日、「九州ふっこう割」を利用して鹿児島に行ってきました。主には霧島神宮や温泉、桜島とテップンの観光地巡りです。鹿児島市内には西郷隆盛や大隈重信、小松帯刀といった偉人の銅像があちこちに。明治維新、この地で大きく日本が動いたこと、そして鹿児島の方が彼らを誇りに思っていることが伝わりました。朝ドラの五代友厚像にも出会えました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ 307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)